

非常変災等におけるスポーツ教室の開催基準について（改）

（一社）彦根市スポーツ協会

非常変災時（台風、大雪等）その他緊迫事態において、本協会が実施するスポーツ教室の開催基準は以下のとおりとします。

午前開催の教室は7時、午後開催の教室は11時、夜開催の教室は17時、それぞれの時刻に、本市に「暴風を含む警報」（暴風・暴風雪）または「危険警報（レベル4）」・「特別警報（レベル5）」が発表されている場合は中止します。

大地震等の大規模災害や熱中症特別警戒アラートなど、他の理由により中止する場合があります。

冬期教室においては、上記に加え、降雪や積雪による交通事情・駐車場の状況等により、中止する場合があります。

教室中止の際には、本ホームページにてお知らせしますので、こまめにご確認ください。